

婚姻費用・養育費の算定にあたり成人に達した子の扱いについて

弁護士 茶木 真理子

第1 はじめに

婚姻費用や養育費を算定する際に、成年に達した子が対象となるのか、しばしば問題となる。通常、婚姻費用等の算定にあたって対象となる子とは、未成年子、すなわち「自己の資産又は労力で生活できる能力のない者」とされているところ¹、いわゆる算定表では20歳に達するまでの子が対象とされており、実務でも、養育費の終期については20歳とすることが多い。

それでは、子が成年に達した場合でも、大学等に進学した場合はどうなるのか。本稿では、この点につき、いくつかの裁判例をもとに、検討したい。

第2 裁判例

1 まず、成人に達した子の生活費や学費について親が負担すべきかどうかにつき、様々な考慮要素を示して判断したのが、東京高裁平成12年12月5日決定(家月53巻5号187頁)である。事案は、4年制の大学に進学し、20歳に達した子が、20歳に達するまではその学費・生活費の一部を出捐していたが20歳に達した段階でその出捐を打ち切った父に対し、学費・生活費について扶養を求めたというものである。裁判所は、「4年制大学への進学率が相当高い割合に達しており、かつ、大学における高等教育を受けたか否かが就職の類型的な差異につながっている現状においては、子が義務教育に続き高等学校、そして引き続き4年制の大学に進学している場合、20歳に達した後も当該大学の学業を続けるため、その生活時間を優先的に勉学に充てることは必要であり、その結果、その学費・生活費に不足を生ずることがあり得るのはやむを得ないこととすべきである。このような不足が現実生じた場合、当該子が、卒業すべき年齢時まで、その不足する学費・生活費をどのように調達すべきかについては、その不足する額、不足するに至った経緯、受けることができる奨学金(給与金のみならず貸与金を含む。以下に同じ。)の種類、その金額、支給(貸与)の時期、方法等、いわゆるアルバイトによる収入の有無、見込み、その

金額等、奨学団体以外からその学費の貸与を受ける可能性の有無、親の資力、親の当該子の4年制大学進学に関する意向その他の当該子の学業継続に関連する諸般の事情を考慮した上で、その調達の方法については親からの扶養の要否を論ずるべきものであって、その子が成人に達し、かつ、健康であることの一事をもって直ちに、その子が要扶養状態にないと断定することは相当でない。」とした。

2 また、最近の裁判例としては、以下のものがある。

(1) 大阪高裁平成30年6月21日決定(判タ1463号108頁)

婚姻費用算定にあたり、成年に達しており、大学に在学中である長男をどのように扱うかが問題となった事案である。裁判所は、「長男は、成年に達した後に大学に入学し、現在も在学中であり、原告人も長男の大学進学を積極的に支援していたのであるから、婚姻費用分担額算定に当たり、長男を15歳以上の未成年の子と同等に扱うのが相当である」とした。

(2) 大阪高裁平成30年3月15日決定(判タ1457号91頁)

前回の審判時点では15歳であったが、その後、私立大学に進学し、原審の審判時点では20歳に達していた子から、父親に対し、扶養料増額の調停が申し立てられた事案である。裁判所は、扶養料を増額するとともに、子が大学に進学していること、生活の糧が母親の収入と奨学金であること、両親の学歴が大卒であること等から、扶養料の支払の終期を、20歳から大学を卒業する月まで延長した。

(3) 東京高裁平成29年11月9日決定(判タ1457号106頁)

長男が大学に進学したことを理由に、母親から父親に対し、収入に応じた学納金の負担と養育費の支払終期の延長を求めた事案である。原審は、父親が大学に進学することを承諾していたとは認められないとして、いずれも却下した。しかし、本決定では、「前件審判時には、高校生であった本人が大学生になり、現に通学し、成年に達した後も、学納金及び生活費等を要する状態にあるという事情の変更があったとすることができる」としたうえで、生活費等については、長男は成人後も大学生であって、現に大学卒業時までは自ら生活するだけの収入を得ることはできず、なお未成年者と同視できる未成年子であること、父親は私

立大学進学については了解していなかったがおよそ大学進学を了解していなかったとは認められないこと、父親は大学卒の学歴や高校教師としての地位を有していることなどからすると、「本人が大学に通学するのに通常必要とする期間、通常の養育費を負担する義務があると認めるべきである」とした。他方で、私立大学への学納金については、「養育費の支払義務者が当然に負担しなければならないものではなく、大学進学了解の有無、支払義務者の地位、学歴、収入等を考慮して負担義務の存否を判断すべきである」ところ、父親が私立大学進学については了解していなかったこと、通常の養育費に含まれる教育費を超えて必要となる費用は本人が大学進学後は奨学金等による援助を受けたり、アルバイトによる収入で填補したりすることが可能と考えられることなどから、「支払義務を負わせるのは相当ではない」とした。

(4) 東京家裁平成27年8月13日審判(判タ1431号248頁)

既に成年に達しており、私立の4年制大学に通う長男と、近い時期に成年に達し、2年制の専門学校に通っている長女について、婚姻費用の算定にあたって未成熟子として取り扱うかが問題となった事案である。裁判所は、「長男及び長女ともに就学中であることに鑑み、算定表による算定に当たっては、未成熟子として取り扱うのが相当である」とした。他方で、長男及び長女の学費等については、父親が進学について承諾していたものの、「これらの承諾は長男及び長女が奨学金の貸与を受けることを前提としたもの」であり、実際も学費等の殆どが奨学金で賄うことができていること等から、「算定表の幅を超えて考慮するのが相当とまではいうことはできない」とした。

3 考察

2(1)～(4)で挙げた最近の各裁判例からすると、成年に達した子であっても、大学等に進学している場合には、婚姻費用や養育費の算定の際に未成熟子と捉える傾向にあるといえる。通常、支払義務者に負担させるためには、大学等への進学について明確な同意を必要とする学費とは異なる。なお、成年に達した子を未成熟子と扱うにあたっては、上記各裁判例では、親が大学等への進学に反対していなかったことや、両親の学歴、収入等が考慮要素とされていることには注意が必要である。

ただし、成年に達した子について未成熟子と捉えるとしても、例えば、2(1)の裁判例のように、単純に、成年に達した子を15歳以上の未成年の子と同様に扱うことでよいのかについては、さらに検討が必要となると思われる。この点については、算定表(令和元年12月23日に見直される前のもの)では14～19歳の子の生活指数が90とされているところ、この指数を調整する方法や、子がアルバイト等をして収入を得ている場合には、その現実の収入を控除する方法等が考えられるとの指摘がなされており²、参考となる。

第3 成年年齢引き下げによる影響

以上は、成年年齢が20歳との前提で検討を行ってきたが、令和4年4月1日に施行される「民法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)により、成年年齢は20歳から18歳に引き下げられる。そこで、婚姻費用や養育費の算定にあたって、改正法の影響があるかが問題となるところ、この点について、最高裁判所が公表した「平成30年度司法研究(養育費、婚姻費用の実証的研究)」(以下「司法研究」という。³)の中で説明が行われているので、最後にその内容を紹介しておきたい。

1 改正法の成立又は施行前に、協議書、家事調停調書、和解調書等で、養育費の終期を「成年に達する日まで」などと定められていた場合

司法研究では、この場合の「成年」の意義は、「基本的には20歳と解するのが相当である」とされている。よって、改正法の影響により、「成年」を20歳ではなく18歳と読み替えることにはならない。ただ、今後は、疑義をなくすため、協議や調停で養育費の終期を決める場合は、「成年まで」とすることは避け、「20歳まで」や「22歳まで」というように具体的な年齢を明示しておくことが望ましいであろう。

2 改正法の成立又は施行自体が、既に合意や裁判により満20歳に達する日までなどと定められた養育費の支払義務の終期を18歳に変更すべき事由となるか
司法研究では、「変更すべき事由とはならない」とされている。よって、養育費の終期を20歳までと決めていた事例について、改正法が施行されたというだけでは事情の変更があったこととはならず、終期を18歳までと短縮する方向での変更は認められないであろう。

3 改正法の施行後は、家庭裁判所で養育費を定める

場合、終期を18歳までとすることになるのか

司法研究では、「養育費の支払義務の終期は未成熟子を脱する時期であって、個別の事案に応じて認定判断される」としつつ、「未成熟子を脱する時期が特定して認定されない事案については、未成熟子を脱するのは20歳となる時点とされ、その時点が養育費の支払義務の終期と判断されることになる」とされている。よって、通常は、改正法の影響は受けず、家庭裁判所の実務等でも、特別の事情がない限り、養育費の終期は18歳ではなく20歳と定めることが多くなると思われる。

- 1 松本哲泓『婚姻費用・養育費の算定』6頁(新日本法規、H30)
- 2 菱山泰男・太田寅彦「婚姻費用の算定を巡る実務上の諸問題」判タ1208号24頁以下(H18)
- 3 http://www.courts.go.jp/about/siryō/H30shihou_houkoku/index.html